## 第1回 競争政策・法務・金融WG 議事概要

1.日時:平成18年11月20日(月)16:30~19:00

2.場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

3.議事:答申案文に関する各省庁との意見交換(法務省、金融庁)

4. 出席者:【規制改革・民間開放推進会議】

神田主査、原委員

【法務省】

民事局 参事官 筒井健夫

【金融庁】

総務企画局 信用制度参事官室 信用制度参事官 大森泰人 総務企画局 市場課 市場課長 三井秀範 総務企画局 企画課保険企画室 保険企画室長 新川浩嗣 総務企画局 総務課管理室 管理室長 原田健史

## 5.議事概要

## 法務省

神田主査 それでは、はじめさせていただきます。

こちらは規制改革・民間開放推進会議の競争政策・法務・金融WGというものでして、 こちらは原委員でございます。

原委員 原でございます。よろしくお願いいたします。

神田主査 私、主査を務めている神田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は年末答申に向けての意見交換ですけれども、あらかじめ、こういう答申内容でどうだろうかということを、事務局を通じて文書を送らせていただきまして修文案をいただいております。修文案について、よろしければ最初にごく簡単にお話しいただいて、その後、意見交換ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

筒井参事官 法務省の担当しております参事官の筒井でございます。

いただきました法定利率制度の見直しに関しまして、特に我が国の実情、それから、諸外国における動向などを踏まえて、変動金利制の導入の検討をすべきではないかという御提案ですが、私どもも関心を持っていかなければいけないと思っておりますし、そのこと自体について異存はございません。是非、私どもも勉強してみたいと考えております。

若干、修文意見を出させていただきましたのは、1つには結論を出す時期について、平成 19 年度と限定されることはお約束することが難しいということでございます。

結論を出す時期を限定することに対して、私どもが考えております困難である理由とい

うのは、1つにはこういう変動金利というものは従来の制度とは非常に大きく異なるということで、その与える影響を十分踏まえて、その導入の是非についての検討をまずしなければいけませんし、それから、導入するということを前提とした場合の具体策として何が適当なのかも、諸外国の動向などを踏まえて十分検討すべき必要があるといったことで、そういうことも踏まえた検討の時間を十分確保しておく必要があるということが一点目でございます。

もう一点、更に付け加えますと、若干、不確かな話になりますが、法務省といたしましては、この法定利率に関する民法の規定を含めた債権法全体の見直しについて、今後進めていきたいと考えております。その検討スケジュールはまだ具体化しておりませんが、そういう大きな見直しの中で、この問題にも取り組んでいきたいということも考えております。

こういった状況から、今後の検討スケジュール、見直しの時期については、この段階でお約束するというのは非常に困難であるということを御理解いただきたいということでございます。

神田主査 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換をさせていただきます。時期については、普通、当会議は急いでやるものが多いのですけれども、本項目は全然こだわっておりません。いつでもいいですというのもどうかと思いますけれども、当会議の趣旨は、どうも固定金利はおかしいのではないかということです。だからドイツも固定金利から変動金利に変えたということだと思います。現在のような低金利時代になると、期日が来てもわざと請求しないということになっているというような話もあります。

原委員 貸金業懇談会での金利規制の話は、とりあえず今の形に決着させましたけれども、本来どうあるべきかという議論が残っているという感じがあります。来年度結論というのは私も拙速が過ぎるので、もう少し時間をかけていただきたいとは思いますけれども、問題はどういう金利規制が適当なのかというところです。やはり、これは是非、検討を開始していただきたいと思っております。

貸金業の方でも附則で2年半後の見直しというのが入っていますので、法律が通れば、 是非、この辺りの研究とか、検討とか、意見とかがいろいろと出てくると思います。法務 省として金利全体をどう考えるかについて取り組まざるを得ないと思いますので、是非、 検討をお願いしたいと思います。

神田主査 私どもから出した文章で申し訳ないのですけれども、できたら1点修正をさせていただきたいと思います。

下から2パラ目の「したがって、こうした周辺事例」という言葉がありますけれども、さっきから読み直していて「周辺事例」というのは言葉がどうかと思いまして、例えば「こうした事情」、あるいは「こうした状況」の方がいいですかね。上の諸外国の文章も踏まえて、「こうした状況も参考にしつつ」にさせていただいてもよろしいですか。

筒井参事官 はい。

神田主査 それで事務局はよろしいですか。

事務局 はい。

神田主査 そうしましたら、このいただいた修文で、今の点はこちらから修正させていただくということで、確定させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。わざわざ来ていただいたのですが、10分も経たないで申し訳ありません。

ところで、なぜフランスは70年代に固定金利をやめてしまったのですか。

筒井参事官 その辺りも、よく勉強してみたいと思います。

神田主査 経済の方の考え方が強いのですかね。

原委員 ところで、検討するとなると、ワーキンググループか何かで、まず学者を中心 にやってみるというような感じになるのですか。

筒井参事官 具体的な進め方については、また持ち帰ってよく考えたいと思っております。

神田主査 それでは、よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

## 金融庁

神田主査 それでは、自己紹介なしで始めさせていただいてよろしゅうございますか。 こちらの答申案に対して修文案をいただいておりますので、読めばわかるということか とは思いますけれども、趣旨について一言述べていただいて、その後意見交換ということ にさせていただけませんでしょうか。もしそれでよろしければ。

大森信用制度参事官 はい。

神田主査 それでは、2つ項目がありまして、1つは「 協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する法制の見直し【平成 19 年度検討開始】」。もう一つが 10 ページの「(イ)銀行等による『ラップ口座』契約締結の代理の容認【平成 19 年度検討】」です。2 つ目は大森さんのところと三井さんのところの共管になっているのかもしれませんが、よくわかりません。

大森信用制度参事官 私が市場課長のとき、これは自分の問題だと思っていましたが、 今は三井課長の話かなと思っています。

神田主査 わかりました。それでは、協同組織金融機関からお願いいたします。

大森信用制度参事官 いろんな側面がある話だと思いますけれども、昔から、この協同 組織というものを制度としてどう位置づけていけばいいのかというのは、制度を担当して いるときも、監督行政を担当しているときも、ああでもない、こうでもないと考えていた のです。

要望サイドの気持ちがどうなのかを申し上げますと、例えば優遇税制について、我々協

同組織は地域に根ざした非営利の組織であって、事業資金も貸付先も限定されております し、資金調達手段も限られておる。まさに、その地域に責任を持って地域の住民とリスク を共同管理しながらリレーションシップバンキングの持続可能性を保持していくためには、 店舗展開に多大な影響を及ぼす固定資産税の特例を縮減すべきではない、と言っているわ けです。

それから、行政サイドからこの業界を見ると、やっている仕事というのはミニ銀行にどんどん近づいていますけれども、一方で、必ずしも、ガバナンスが機能していない面もあるわけです。

確かに、この協同組織というものが、御指摘いただきましたように、平成の早い段階以降、基本的に今まで全く見直されていないということで、全体としてどういうふうに舵を切っていくのかという思いは常にございました。

原さん御承知のとおり、ここ1年弱ぐらい、ずっと貸金業をやっております。今回の貸金業の大きな制度改革というのは、新たに多重債務者を発生させないために何をすればよいのかということなのですけれども、既に借りている2,000万人をどうするのかというときに、カウンセリングの体制とか、セーフティーネット貸付とかの充実が言われておるのです。けれども、なかなか政策金融という対応は現実的ではないので、非営利の協同組織に一体何ができるのかというような気持ちもあります。

したがって、いただいた文章の、このままではよくないというところについては、私もそのとおりだと思いますけれども、銀行にはない、まさに協同組織特有の部分と優遇税制というものが表裏一体になっているものですから、そういったものをセットで、なかなか不便だからここだけ直してくれみたいな話は、逆にバランス上、すんなり認められるのかなという気持ちとともに、繰り返しになりますけれども、それに対する制度としての対応で、協同組織にできることはないのかというような気持ちがいろいろと私の中で整理されないで混在しているところがあるものですから、当然、御指摘いただいたことは今から考えていかなければいかぬのですけれども、少し個別の各論について結論を出すということは、もうちょっと待っていただけないでしょうかというのが正直なところでございます。

もう一つの銀行の「ラップ口座」の話は、銀行の証券仲介業も、証券会社の「ラップ口座」も、これは神田先生がさばいていただいた話なわけですけれども、三井課長が後ほど御説明すると思いますが、そもそも「ラップ口座」というものは仲介業者である証券業者が資産運用業者である投資顧問業者を、利益相反を回避する形でお客さんのニーズに応えていこうということで、平成14年改正で法律上の手当てがされて、かつ、証券会社内に別会社をつくれというような細目をつくったのでは使うなと言っているに等しいですから、私が市場課長の時代に、そこはなるべく兼業しやすいようにしました。

その1年後に、これは神田先生御承知のとおり、銀行による証券仲介業というものを、 言ってみれば、アメリカの仕組みよりは一歩前に踏み出したような形で導入したというも のでありまして、この2つを組み合わせれば、銀行が証券会社の仲介業者として「ラップ 口座」も含めた勧誘、取次ぎというものができるようになっているわけですけれども、そこから更に代理というようなことになりますと、それは「ラップ口座」に限ってというよりは、むしろ証券業の代理業務を認めるのかどうかという、どこまでこの国で 65 条の壁を薄くしていくかという話になりますので、ここだけに限ってというような話ではないのではないでしょうか。私は、そこはそんなに規制緩和という文脈で「ラップ口座」だけを銀行が代理できるようにするというよりは、銀行が証券業全体の業務というものをどこまで担うことができるのかという観点から検討していく話ではないかと思うものですから、基本的には、現在の分担でいきますと、三井課長の話ではないかというふうに申し上げた次第でございます。

神田主査 ありがとうございました。それでは「ラップ口座」の方はそれで結構ですので、協同組織の方について、私が何を考えたかを簡単に申し上げます。

関係業界から規制改革要望が毎回出てきますけれども、これらの要望を対症療法でやっておりますと、いつまで経っても局地戦みたいなもので、やはり、今の時代これだけ環境が動いたわけですから、全体の考え方を整理する必要があるだろうというのがもともとの問題意識です。

そういう意味では、いただいた修文の一番上のところを今回きちんと書くというのが一番重要なことであると考えております。大森さんとは同じ考えだとは思いますけれども、地域性の問題については、リレーションシップバンキングで一応の整理をしているわけです。ところが、この協同組織性というほうは、今の時代にあわせて整理されていないというのが私の理解なのです。

そこで、この協同組織性とは何なのだろうかと考えてみますと、結局のところ、組織運営のルールといいますか、ガバナンスと言ってもいいのかもしれませんけれども、要するに組織運営のルールの違いだと思うのです。つまり、業務の内容については同じではないかということです。余りいい例ではないのですけれども、投資信託については、従来、信託型がありましたけれども、その後、会社型も入った。この違いは何ですかというと、それぞれの運営のルールの違いであって、業務は同じです。

それから、営利・非営利ということで言いますと、これも例は悪いですけれども、取引 所だってもともと会員組織の取引所だったけれども、今や営利法人形態の取引所も入って いる。これも組織の運営の違いであって、やっている活動は同じですね。

そういうことですから、この協同組織性についても、株式会社銀行と協同組織銀行は組 織運営の違いであると、そういうふうに整理できないかと考えているのです。

そうすると、さっきの固定資産税みたいな話は、地域性の話になってくる。

業務のところは、ラフに言いますと、基本は同じという考え方で整理することはできないかというのがきっかけだったのです。ですから、そこまでは今回は書き込めませんけれども、最初の総論の部分については、そのような考えがあったということです。

個別要望については、その強弱というのはよくわかりませんけれども、いろいろ挙がっ

ている中では、一番組織性と関係ないのは債券発行の要望だと私は思います。

それから、員外規制というのも、組織に関係しているのか議論はありうるでしょうけれども、対外的な業務だと見れば、さっきの投信や証券取引所と直接比較するのはおかしいのですけれども、株式会社銀行と協同組織銀行が銀行業務をやっているという観点からすると、同じではないかという気がします。

それで、答申の案文をどうするかということですが、総論の部分は修文どおりで結構だと思います。この総論の部分が一番大事なので、これが書ければ今回の答申はいいということでもいいような気がしますけれども、やはり個別に規制改革の要望を出している人もいますので、何か工夫して、員外取引規制とか資金調達手段ぐらいは織り込めないかと考えています。要望が強い人もいるし、弱い人もいて、はっきりしないところがありますけれども、独立の項目とするか、総論部分の後ろに織り込むのか、あるいは員外取引規制と資金調達手段を多少短くして一緒に書くのか、ということでお願いできないかというのが私の感想も含めての意見です。ちょっと抽象的過ぎる意見かもしれませんが。

大森信用制度参事官 今の仕事へのこだわりを申し上げて申し訳ないのですけれども、多重債務者対策なり、あるいはマイクロファイナンスということで、日本ですと岩手県の信用生協とか、あるいはグラミン銀行だとか、そういう成功例で何が共通しているかといいますと、やはり借り手の悩みとかニーズとかというものを真摯に聞いてやって、助言をしてやって、濃厚にフォローするといいますか、それによって、リスクはあるのですけれども、極めて低い貸し倒れ率が維持される。言ってみれば、借り手が貸し手を裏切れない。頑張って事業をうまく成功させなければとか、自分の人生を立て直してやり直さなければとか、そういう汗をかく人がいる組織が成功しているという認識を持っています。

したがって、さっきの 2,000 万人の借り手をどうするのだという話も、結局、だれかが 汗をかかなければいけない。したがって、現時点の私の意識は、業務については銀行と同 じなのだという、そこまでの割り切りをしていいのかという気持ちが、抽象的な言い方で 恐縮なのですが、しております。

それと、まさにそういうものとして、もともと協同組織、コミュニティー金融というものがあったのでしょうけれども、それであるがゆえの優遇税制というようなものと、資金調達手段が限られているということは、裏腹の関係にあると思うものですから、いつまでも対症療法ではしようがないという神田先生の御意見は全くそのとおりだと思いますけれども、今、何か方向感を示すというようなことについては、あと半年とか1年ぐらいお時間をいただけないだろうかと考えております。

神田主査 今、おっしゃった線で何か書けないでしょうか。私の頭の整理では、今、おっしゃったことというのは地域性であり、リレーションシップバンキングの話として整理したいという気持ちがあります。

つまり、今のお話というのは、岩手のお話も含めて、協同組織ではなくても、地域の仮に株式会社銀行であったとしても当てはまる話のように感じます。その切り口、つまり地

域性とリレーションシップバンキングの切り口、それが縦軸とすれば4つのマトリクスができますね。それと、この協同組織か株式会社かというのは組織の話ですから、業務について、地域金融機関かどうかで、今、言った分け方はやはりあると思います。ただ、そうきれいにいくかどうかということも勿論あるのですけれども。

大森信用制度参事官 おっしゃるとおりです。制度が建前どおりワークしていない面もあるので、地域の問題はリレーションシップバンキングという神田先生の頭の整理もあると思いますけれども、お互い感じていることにそんなに違いがないのであれば、総論として、もう少しいい文章にできないか、ということでしょうか。

神田主査 どうぞ。

原委員 一言だけ申し上げます。やはり同じことですが、先ほどから大森さんがおっしゃっていらっしゃるとおりのことが何かうまく書き込めないでしょうか。

私も、リレーションシップバンキングの検討を進めていた時に、信金・信組のヒアリングもさせていただいて、ものすごくばらつきがあるという印象があります。これらをどういう意味の協同性でくくるのかという印象があったわけなのですけれども、10月の終わりでしたか、信金・信組にヒアリングをしたときに、ご自分たちでグラミン銀行のことを持ち出されました。やはり業務内容については自負があるという印象も持ちまして、是非、そういった貸金の利用者 2,000 万人の受け皿のところで何かうまく機能するようなことも含めた形で、協同組織の見直しができるといいかなと思っています。

これも、やはり 10 月末でしたけれども、いろいろな金融機関の利用者の満足度調査が発表されて、じつは信金・信組が 1 番だったのです。やはり、利用者からの信頼感がありますので、そういうメリットも生かして、これからの協同組織金融機関というのはどうあるべきかを指し示すことができたらいいと思っています。それは、少し時間がかかっても勿論いい話ではないかと思います。

神田主査 ありがとうございます。

それでは、例えばということで御提案ですけれども、今おっしゃった内容を、地域性できれいに整理できるかはわかりませんけれども、総論に足して、それから、員外取引規制とか資金調達手段を項目として総論に足すのはどうでしょうか。結局のところ、書き方次第ということになりますけれども。

昔から出ている規制改革要望の中で、比較的、債券発行などというのは、私は余り協同組織性とは関係ないように思ってきたのですけれども、この債券発行というのは関係あるのですか。

大森信用制度参事官 といいますか、業界が優遇税制を主張する非常に大きな根拠になっているものですから、本当にこんなことが認められたら、業界が困るのではないかという感じさえします。

神田主査 わかりました。それは要望元に確認します。もし、要望元に確認して、いいということであれば書くということでお願いします。

それで、考えたのは「したがって」という文章があって、一番簡単なのは、一番下に「なお」というようなものを付けて、一つは地域性みたいなうまい文章を入れる。それで、その際、例えばということで、員外とか債券発行という項目について文章にすれば、それなりにいい内容の文章になります。

大森信用制度参事官 原さんが言うように、まさに個々の業者の意識というのは千差万別で、こんな制度に寄りかかっているのではなくて、すべて銀行並みにしなければいけないのだと思っている人もいれば、そういうふうに割り切れるものではないのだと思っている人もいて、それがやはり優遇税制と裏腹みたいなところもなくはないのでしょうから、さっき貸金業と絡めて申し上げたのは、全く私が頭の中でそう思っているというだけであります。

神田主査 はい。

ちょっとそこを考えていただいて、より良い文章にするということと、できれば員外とか債券発行という辺りを併せてということでよろしいですか。員外と債券発行以外は結構ですから。

大森信用制度参事官 わかりました。

神田主査 それでは、よろしくお願いします。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

神田主査 それでは、次は三井さん、よろしくお願いします。

まず、大森さんと御担当がかぶっている銀行等の「ラップ口座」ですが、これは金融庁からいただいた修文案で結構なのですけれども、それでよろしいですか。

三井市場課長 はい。

神田主査 そうすると、次は(3)の の「イ 証券」の「(ウ)信託受益権販売業の規制の適用範囲の明確化【平成19年度結論】」ですが、これは削除で結構です。

その次は「(イ)有価証券購入代金のクレジットカード決済【平成 19 年度検討】」。これも三井さんの御担当でいいのですね。

三井市場課長 はい。

神田主査 これは証取法の金商法でやる話ですね。趣旨は読めばわかるのですけれども、 もし、何か御説明いただく必要がありましたら、一言二言言っていただいて。特にござい ませんか。

三井市場課長 特段、大きなことはありません。法律上、アウトにならないかもしれないものを違法な行政指導でとめているような文章があったもので、そうではなくて、ちゃんと根拠があってとめているのですというふうにしているというようなことであります。

ただ、それは何らかの解除の検討はしていますけれども、さはさりながら、何らかの制限をかけないといけないと思いますので、そういう検討をするという文章にしています。

神田主査 これは支払の話なので、私もこの修文でいいと思います。

三井市場課長 支払の話として整理しています。信用供与ではなくということで。リボ

ルビングなどはアウトだとか、何かやらなければいけませんもので。

原委員 私が随分こだわったのですけれども、一応、支払の場面というところの限定とかそういうふうにすれば、ほかは全部クレジットカードを認めているのに、なぜこれだけということもありますので、そういう少し限定というところの検討であれば、この文章でいいと思いました。

神田主査 それで結構です。

そうすると、次は 14 ページの「(ウ)信託受益権販売業の規制の適用範囲の明確化【平成 19 年度結論】」です。

三井市場課長 「営業」を「業」に変えたところは、多分、パブ・コメでいろんな質問があるので、それについて丁寧に答えていくつもりです。

それで、ここでなぜ線を引いたかといいますと、業者が相手方の場合は全ての取引について一律に規制対象から除外して欲しいという要望に読めたので、そうだとすると、それはちょっと違うだろうということです。多分、いろんな取引の仕組みが考えられます。株だと割かし単純なのですけれども、信託受益権ですと、いろんな仕組み行為とか、あるいはお客さんが、むしろ不動産業者みたいな、相手の業者よりも相手の業者の親会社だったり、あるいは相手の業者の親会社でなくても実際のマネージメントをやっているところで、要するに、ここで言っている投資家というのが実は本当のマネージャーで、業者と言っている者がその意のままに動く人というケースもあります。信託業法のガイドラインを出したときは包括的に問いがあったのに対して、一応、我々がお聞きして、実際にニーズがあるし、これをやればいいだろうというのを2つ、シングルアウトしてOKですと書いております。

なので、おそらくそういう真っ当なものをお示しいただければ、パブ・コメの段階でそういうものはいいでしょうと言えます。そういうつもりでこうしています。

神田主査 これは、私は結構です。原委員はよろしいでしょうか。

原委員 はい、いいです。

神田主査 ありがとうございます。

それでは、ここで一旦、新川さんに移り、その後また、三井さんという順番になりますが、それでよろしいですか。

三井市場課長 結構です。

神田主査 それでは、次は新川さん。いただいた金融庁の修文案ですと、15ページの「ウ保険」の最初からになりますね。まず、「(ア)保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大【平成 19年度検討】」ですが、これについて、特に御説明をいただく必要はございますか。

新川保険企画室長 よろしければ、若干、補足があります。

基本的に、根っこのところで保険会社の子会社の業務範囲については、ある程度、金融 業務というのは限られていますけれども、それに事業会社の活動への関与をどの程度まで 認めるかというようなところだと思います。

ただし、このベンチャーキャピタルに対する出資という部分に限っては、保険会社の業務範囲というよりは新興中小企業に対する資金の供給といった、言わばちょっと違った政策目的の中で、保険会社の資金をどうやって活用していったらいいか、穴を空けるとしたら、どうやってやったらいいかということになるのだと思います。

ちょっと解説が要りますのは、中小企業に関する今の事業活動促進法という法律は、昔 3 つぐらいあった法律を束ねております。そのときにいろいろ中小企業に対して政府とし て支援する範囲その他について整理がありました。以前からいただいている規制改革要望 は、それらの法律の見直しの中で、ベンチャー育成という政策目的のところの範囲が変わ ってしまっている部分がないのか、端的に言うと、狭まった部分があるのであれば、そこ は見直しの必要があるのではないかということです。そこは引き続き、精査中・検討中と なっています。

もう一つは、国としての支援の部分を超えて、ここから卒業してしまったような中小企業・ベンチャーに対して、更に支援するかどうかということですが、もともとこの規制というのは、基本的に事業会社に対する影響がないようにしがらも、やはりせっかく保険会社に資金があるのだから国のベンチャー育成というものに活かしていけばいいのではないのかというところで空いた穴であります。ですので、そこが終了したものにまで、今後追加投資を可能にするということは、全体の整理から見ると少し違った扱いになってはいませんかということで、こういった修文をさせていただいております。

神田主査 ありがとうございます。

修文どおりでいいと思いますけれども、検討の中身の確認ですが、追加投資も含めて検 討はしていただけるとういう趣旨ではないということですか。

新川保険企画室長 追加投資について更に政府として何か支援をしなければいけなくて、それに対し、保険会社の資金も引き続き使うことが有効な策ではないかということであれば、考え得るかとは思います。そういう検討というのが、他の検討と併せてなされるということは全く排除するものではありません。

神田主査 そちらの文章にした方がいいですかね。

原委員 「合理的限度で拡大」という文章が入るのでしょうか。

新川保険企画室長 そこは幅広く検討ということになるのかもしれません。

神田主査 上の方に書いてある文章で「また」以下のところが、基本的には、こう書けばいいですという案になりますね。いずれにしても、これは修文どおりで結構です。

それで、大変申し訳ないのですけれども、三井さんのところへ少し戻って、「(イ)有価証券購入代金のクレジットカード決済【平成 19 年度検討】」のところです。これはこのワーキンググループの形式的なことなのですが、3 か年計画に載せることとの関係で、最後に「したがって」という文言を付けることにしているのです。そ し て 、 その「したがって」以下を短くしたものを短冊と言って、3 か年計画に載せることにしているのです。

それで、いただいた資料について、今、気がつきましたけれども、「したがって」のところが削除されていますので、「したがって」という言葉だけ入れさせていただきたいのですけれども、つまり、最後のパラグラフに「したがって、これらを踏まえ」というふうにさせていただけませんか。

三井市場課長 はい。

神田主査 ありがとうございます。

前後しまして、済みません。それでは、次は「(イ)保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【平成19年度検討】」ですね。これは御説明いただかなくてもわかります。

これはいいですね。時期の問題はありますけれども、時期の問題は「検討」でいいと思います。

神田主査 それでは、(イ)はいいとして、次は「(ウ)保険会社の業務の代理、事務の代行の届出制への移行【平成19年度結論】」ですね。

新川保険企画室長 これは御説明をさせていただきたいと思います。

基本的に、生損の分離でありますとかそういったことについて、いろいろ経緯がありまして、今、子会社方式による相互参入といったようなことをしているわけでありますけれども、それで事務代行という形でも、この場合は代行ですので乗り入れとは言えないかもしれませんけれども、損害保険会社あるいは生命保険会社が他の保険会社の物を売るというときに、確かにいろんな募集チャネルを活用していろいる幅広くやっていただくのはいいのですが、やはり根っこのところに生損の分離ですとか、あるいは相互乗り入れするための子会社による参入ですとか、そういった枠組みがあって、それを前提に監督をいろいるしてきているわけです。

ですので、代理をしたり、代行したりということそのものを、ドアを閉めるわけではありませんけれども、それを実際やられる際に一定の、ほかにある子会社方式での参入その他との関係で、問題がないのかどうかチェックさせていただきたいということが趣旨でありますので、この根っこの部分を見直そうといたしますと、もともとの相互の参入をどういう形で認めていったらいいのかというところの議論から起こしていきませんと、お届けだけいただいて、後で事後的なチェックというだけではなかなかカバーし切れないのではないかということであります。

神田主査 ありがとうございます。

これは、いつも出てくる規制改革要望で、認可でも届出でもそんなに違わないのではないかとも思ったりもしますけれども、要望元にも確認したのですが、どうもこれは一般論として書いて出てきている要望なのですけれども、結局、グループ関係にある保険会社間の業務の代理等について、少なくとも届出制にしてもらえないかということのようなのです。つまり、グループとしては、全体としてガバナンスやリスク管理ができているという建前で、監督も行われているのだから、グループに属している保険会社間であれば、業務の代理、事務代行は届出制にしてもらえないかということです。

新川保険企画室長 販売チャネルは非常に難しいのですが、逆に今度、募集というところの局面を見ていきますと、今度はグループでやらせるがゆえの弊害といいますか、あるいは他からの参入が認められないですとかそういったような見方も逆にございまして、確かに素性が知れているという意味ではグループ同士での乗り入れというのは逆に簡単でいいではないのかという御意見がある一方で、グループ同士でどんどんやっていく過程で、せっかく会社を分けていますけれどもよくわからなくなるとか、そういったものもあるという見方もあります。

神田主査 今、おっしゃった趣旨はよくわかりますけれども、ロジカルに言えば業務の代理や事務の代行も認可制にという議論ではないですね。

新川保険企画室長 さようです。

おそらく、グループであればチェックの度合いが少なくて済む。確かに素性はわかるということでありますけれども、素性はわかってはいるけれども、本当に生損分離ですとか、子会社方式ですとか、そういったものとの関係で問題がないのかどうかのチェックの必要性というのは引き続き、やはり必要ではないかという気持ちでおります。

神田主査 今、おっしゃったことをそのまま文章にしていただくわけにはいかないですか。こちら側で書くべきだとは思いますけれども、今、非常にいいことをおっしゃっていただいたように思いますので、どうしますか。

新川保険企画室長 より具体的な御要望というのがあるのであれば、それをベースに何かできるかどうかということかとも思います。

神田主査 わかりました。それでは、事務局を通じて具体的な要望を整理しますので、 場合によっては文章を考えていただくということもお願いするかもしれませんが、それで よろしゅうございますか。

新川保険企画室長 承知いたしました。

神田主査 原さんはよろしゅうございますか。

原委員 はい。

神田主査 それでは、そうさせていただきます。

次は、「(エ)保険会社の資産別運用比率規制の撤廃【平成 19 年度結論】」ですね。これは先ほどの話と違って非常にわかりやすい話です。

問題意識としてあるのは、銀行などは自己資本比率規制があって、証券会社もありますけれども、保険ですとソルベンシーマージン規制がある。そういうものがあるときに、この昔で言う 5 ・ 3 ・ 3 ・ 2 とか、資産別の運用規制は、何かダブルで、論理矛盾とは言いませんけれども、何となく合わないような気がするということです。そこはどう整理しておられるのですか。

新川保険企画室長 基本的に、事前か事後かというところで言いますと、いただいた中での「事後監督手法としてオフサイドモニタリング」は事後でありますけれども、事前にどういったことをやっていくかというのが別途あろうかと思います。

確かに、ソルベンシーマージン規制というのは、事前にある程度、監督手法を及ぼしていくというような形での手法でありますけれども、更にその前の段階として、リスクを持つような資産について、その範囲を極力限定するという規定そのものの意味はまだあるんだろうと思います。

例年そうですけれども、資産運用比率の規制そのものの考え方を、いわば原案は全否定という形でありますので、それを撤廃すべきかどうかという観点からいけば、一定の監督上の財務健全性を保つという役割はあるのではないか、したがって、撤廃ということであればなかなか難しいという趣旨でございます。

神田主査 例えば、銀行に自己資本比率規制があって、更に資産別の運用規制がかかっていたらどうかといいますと、仮にどう説明するかと言われたら、私だったら自己資本比率規制の更に予防規制ですと言うと思います。

だから、保険会社も多分同じで、ソルベンシーマージン規制で論理的には一本でよさそうな気がしますけれども。その分、確かに健全性は確保できるのかもしれませんけれども、 過剰な面があることも確かで、この手の話というのは一長一短がありますね。

新川保険企画室長 それはあろうかと思います。

神田主査 ですから、ソルベンシーマージン規制については、私はよく知りませんけれども、見直しの動きというのはあるのですか。今しておられますよね。

新川保険企画室長 現に見直しの作業を進めているところであります。

神田主査 だとすれば、それとの関連で、撤廃までいかなくても、この位置づけをもう 一遍、併せて意義とかを検討していただくことはできませんか。

新川保険企画室長 おそらく、事後的なものに限らず、事前・事後を含めて、これに代わるような有効な監督手法があれば、それは検討するということはあろうかと思います。

ただ、撤廃すべきかどうかという手前に、かなりいろいろなグラデーションもあっていいような気はいたします。

神田主査 要望している業界から言えば、撤廃ということなのかもしれませんが、今、おっしゃっていただいたようなことを文章にしていただくことはできませんか。

原委員 タイトルを変えるといいのかもしれませんね。タイトル自体に「撤廃」という 言葉が入っているわけでしょう。それで「平成 19 年度結論」ですからね。

神田主査 それは、全部変えていただいてもいいです。

要するに、心はといいますか、やはり昔あった 5 ・ 3 ・ 3 ・ 2 とか、実は銀行は昔からないのですけれども、都市銀行の方はなくて、小さい方の銀行だけあって、面白い話なのですけれども、現代に合わないという感じがしまして、ソルベンシーマージン比率のいろんな監督手法がなかった時代はやむを得なかったと思いますけれども、抽象的にはそういう問題意識です。

新川保険企画室長 事務局と相談させていただきますが、撤廃ということについて代わる御提案が何かあるのであれば、それに向けて金融庁の方としても何があるのか、よく相

談をさせていただきたいと思います。

神田主査 わかりました。それでは、そういうことで進めさせていただきたいと思いま す。ありがとうございます。

新川さんは以上ですね。それでは、お忙しいところ、どうもありがとうございました。 神田主査 次は、11ページの「(ウ)バックファイナンス禁止規制における総合口座貸 越の運用除外【平成 19年度措置】」ですね。

三井市場課長 この信用取引規制に沿って貸付をしなさいという規定は、今回の金商法では内閣府令で外すことができることになりますけれども、そこで外そうと思っているのは、先ほどのクレジットカード決済なのです。ですから、総合口座貸越のところは今のところ考えていません。

じつは、これは何度読んでもイメージが湧かなかったのですけれども、といいますのは、ここに書いてあることを大上段に議論するのだとすると、結構議論があるところで、総合口座貸越かどうかは別として、銀行が貸すのですということについては、私自身も絶対いけないということではなくて、65条は未来永劫というわけでもないでしょうから議論する価値はあるのだと思いますが、けれども、ここで大上段に議論していることと、総合口座貸越とが全然一致しなくて、むしろ、これは今でも携帯電話で直ちに株の口座に振り込めるような実態があるでしょうから、もし、これでこの話をするなら、ひょっとすると意図が別のところにあるのかなと思って、こういう理由で適用除外は書きたくないと考えています。

神田主査 ありがとうございます。これは確かに文章がよくなくて、これは私、要望元 に確かめたのですが、ニーズとしては次のようなことのようです。

1つは、顧客が既に貸越つきの普通預金を持っているとします。それを証券取引の口座に指定した。それはよくある話だと思いますけれども、現在ですと、結局、金融機関の方で取引を実行する都度、貸越が発生しないかどうか確認しないといけない。わずかでも発生するとアウトなので、そこを何とかしてほしいというのが1つ。

もう1つは、インターネットバンキングといいますか、インターネットの取引において、これも口座振替取引で貸越が発生する場合に、結局、その取引内容をその都度、例えば証券取引なのか、公共料金の引き落としなのか、確認しなければいけない。そのためのシステムがどうもないみたいです。結局、その程度の要望なので、そこだけ限定的に切り出せませんか。

三井市場課長 もしそういうことを考えているのだとしたら、問題があるかもしれない要望かもしれないと思っています。なぜかといいますと、要するに本人が当座貸越になる、預金に食い込むのだということがわかって、それを決済するのに何か法的な障害があってできないということであればともかく、今はお金を引き出して現金化してしまえば、証券口座に振り込んでいいのです。

どういうことかといいますと、要するに、この口座貸越は多分、銀行は資金使途を問わ

ないのだと思います。ですから、ATMにいってお金を出してしまえば、それで株を買っても構わない。銀行などの監視のない口座なわけですので、そういうふうに買っている者について、多分、それはけしからぬから、この信用規制、44条の第3項に当たるからやめさせようというところまではないのですけれども、それをシステマチックに、自動的に引き落としできるようにするということを考えているのだとすると、それはちょっと違うのではないかと私は思ったのです。

神田主査 私は、そういうふうに考えなくて、むしろ口座貸越は証券以外の例も挙げれば、例えば水道料金でも電気代でも生じ得るわけです。変な話ですけれども、そのためにあるのかもしれません。ですから、例えば少額とかそういう制約はあるかもしれませんけれども、そういう枠の中での話だと見れば、この場合だけバックファイナンスだからアウトですと言う必要はないのではないかと思ったのです。

三井市場課長 まさに、そういう水道料金などはいいと思います。しかし、株式の代金は、まさに株式の代金を払うときに、マイナスになるならマイナスになるとわかって支払ってもらうべきだと私などは思っていまして、だから、マイナスになってしまったというのだったら、投資家が知らない間にお金が貸し出されていくのではなく、それはそれで、投資家がちゃんと借りてほしいと思うわけなのです。

神田主査 それはわかりますけれども、ちょっと考えて思ったのは、今おっしゃった、例えば水道と証券との違いという整理は勿論できると思いますけれども、ただ、今度は投資家側に立ってみれば、電気や水道代金でもそうだと思いますが、その方が自分になじみがありますけれども、別に借りようと思ってやっているというよりは、やはりうっかりといいますか、そういうことがある。ですから、数日後とかで、すぐ解消されるわけです。それから、金額についても、めちゃくちゃ貸越する、そういう人もいるかもしれませんけれども、多くの人は違うのではないかと思います。

だから、ぎりぎりの残高になっていて、ちょっと超えてしまったということだと思います。だから、超えてしまった場合にはまたすぐ埋めますし、そういうことですぐ解消するような状況だと思います。

そう考えますと、証券の場合も、少額短期という言葉を使わせていただきますけれども、 特にこのバックファイナンス禁止という話に触れる性質の話とは別の整理ができないかな と思ったのです。

三井市場課長 口座貸越のメリットが、水道料金とかそういうまさにちょっとオーバーしてという話で便利なので、特に株式の購入代金みたいなところで、使うのは自由なのですけれども、使うからには知らない間に自動的にバックアップされるのではなくて、本人に、そういう取引でもちゃんとやりますか、決済しますか、それでもやりますという判断が私はすごく大事なのだと思います。

それが、今は携帯電話 1 本でできてしまうので、何でここまでやらなければいけないのか。私の深読みかもしれませんけれども、今でもそういうのは簡単にできてしまうわけで

すから、わざわざそういう投資家の意識の裏でパスするような仕組みを、しかも、株ですから、水道料金と違って何百万円、何千万円にもなり得る取引ができますということは、要望の真意について図りかねているところはあります。携帯電話でわかったと言って吐き出してしまえば、つまり、直ちに自分の別の決済口座があれば、そこで払い込めてしまうわけです。

神田主査 それは、水道代金も同じですから、それはすべてに当てはまる議論ですよね。 三井市場課長 そうなのです。それが 1,000 万円だろうと、 1 億円だろうと、それは株でもできてしまうわけです。

神田主査 それは、すべてについてそうです。

三井市場課長 ですから、それができるのに、あえて要望してくる真意は何なのだろう という気がします。

神田主査 逆に、善意に解釈すれば、決済が集中してきて、今でもそうですけれども、 例えば水道代とガス代が両方きたときに、どちらが先にくるかによって、どちらかが貸越 しになるかが決まるわけです。

三井市場課長 水道代とかはいいのです。

神田主査 それは、水道とガスの場合は銀行サイドとしては判定する必要がないわけです。

三井市場課長 まさにそうだと思います。

神田主査 それで、水道とガスではなくて、水道と株式取引だと判定しないとまずいわけです。

三井市場課長 そうなのです。まさにそうすべきだと私は思っているのです。

神田主査 おっしゃっているのは、そうすべきだということですね。

三井市場課長 そうです。水道料金はそういうふうにわざわざチェックすべきものではありませんし、その方が便利だと思いますけれども、株はそもそもそういうことをチェックさせようというのが今の原則、プロ投資家は別として、原則はそういうものをきちっとチェックさせるように持っていくべきものではないかと思います。

神田主査 多分、前提が多少違っているのは、私が善意に解釈し過ぎているのかもしれませんけれども、水道が 10 万円で株が 100 万円ならおっしゃるとおりだと思いますけれども、最近は株が 10 万円の時代であって、例えで言いますと、水道、ガスと来て 10 万円ずつ計 20 万円落ちた。水道やガスはもうちょっと安いかもしれませんけれども、例として申し上げます。 10 万円・10 万円と来て、実は残が 15 万円しかなかったというときには、水道・ガスの順で来ようが、ガス・水道とこようがチェックできるわけです。

ところが、それがもし水道と証券の場合、両方が 10 万円・10 万円だとすると、水道が来て、次に証券が来たら貸越しですね。しかし、証券が来て水道が来たらセーフです。だから、その程度の話だと私は思っていたのです。そういうものは別にいいのではないかと思ったのですが。

三井市場課長 そもそもこの文章はそういうことではないと思います。本文に書いてあることは自分の 10 億円の預金の残高内で 9 億円の取引ができますとか、9 億 9,000 万円の取引ができますということを言っているので、実際に要望している制度の内容について完全には明確ではありません。 神田主査 わかりました。それでは、要望元に確かめてみます。

ちなみに、今のようなものならセーフでいいのですか。

三井市場課長 それは幾らだったらいいのかだと思います。

原委員 金額の話になってしまいますね。

神田主査 やはり、額の上限は必要であるように感じますが。

三井市場課長 水道料金を落としたら株が払えなくなるような人の、適合性の原則の問題などもあるような気がします。

神田主査 これは難しい話です。100万円預金があったとして、それで95万円で株をやります。水道料金は別途6万円かかります。そして、同じ日であっても95万円・6万円と来たらセーフで、6万円・95万円と来たらアウトなのです。そこが難しいところだと思います。

三井市場課長 それは、いつの間にか水道をたくさん使ってしまったのでなくなってしまいましたという話と、紙切れになるかもしれない株式の投資では、前提が違うような気がします。

現に口座を使って決済できるわけです。口座を使ってというのは、その口座から金を出すという、携帯端末をちょっと操作すれば、今ある金を使って株を買うこともできますし、 別の資産から買うこともできます。

神田主査 私だったらどうするかといいますと、100万円預金がありまして、95万円で株をやろうとする。それで、水道代金に6万円かかりそうだとなれば、当然1万円補充しますね。だけれども、タイミングの問題でやはり1日遅れることがあるかもしれない。そのときに、今の例で言えば、後が水道であればセーフなわけですが、先に水道が落ちるとアウトなのです。そういう問題かなと思っていたのです。

三井市場課長 もし、それしか資産がないのだったら、それはまずいのではないですか。 それ以外に、銀行口座がいっぱいあって、A、B、C、Dと 10 個ぐらい口座があって、こちらには 100 万円あるというときに、どの口座から証券決済口座に振り込んでおくか、証券決済資金を用意しておくかというときに、キャッシュマネージメントの失敗があり、どうしましょうかというのはわかりますけれども、たまたま、その口座しかなくて、6万円の水道料金が落ちたら株式決済ができませんというのだったら、それこそやらない方がいいのではないかと私などは思ってしまいます。

むしろ、私などが心配するのは、10個ぐらい預金口座があって、証券決済口座が別に1個ある。それで、どのキャッシュをマネージメントして、その株式の代金をあてるのですかというときに、株の他に不動産もある、商品投資もある中で、本当は全体としてのキャ

ッシュはたくさんあるにもかかわらず、たまたまその株の決済ができないことを何とかしたい、もしそう言っているのであれば、それはそうだと思いますので、そのときにどういう制度を仕組もうかというのはわかります。けれども、聞くと、やはり水道料金が、みたいな話になるので、それだとやめておいた方がいいのではないかと思うわけです。

神田主査 私のさっきの例で言いますと、問題なのは 1 万円だけです。貸越しが 1 万円ですから。それに、例は 95 万円プラス 6 万円ですが、95 万円は、95 万円ではなくて 10 万円かもしれない。その場合は金額のスケールがもっと減ると思います。

三井市場課長 それは多分、通常ですと、そうなるとすぐに電話がかかってきて、携帯端末をたたけば直ちに1万円出せるのです。

神田主査 それは認めます。

三井市場課長 だから、そういうものでお金を出してくれば、直に貸すわけではありませんから、そういうものは要するに銀行からでも、サラ金業者からでも、お金を借りてきて株を買うこと自体は禁止されていないので、それはそういうチェックシステムを通るということは決して悪いことではないと思います。

何が何でも総合口座貸越を使わせないというつもりはありませんけれども、聞くシチュエーションが何となくぴんとこないので、それは国民のためになるのかどうかというのがすごく心配です。逆に、ならないことを言われているのではないかという気がしています。

神田主査 要望元の銀行サイドの姿勢は、私もよくわかりませんけれども、銀行サイドに立った場合、私だったら先に 95 万円の方を落とします。それで、次に 6 万円を落とせばセーフなのですから。そういう問題だと思っていました。

それでは、要望元に聞いた上で、再度、御連絡させていただきます。

次は13ページの「イ 証券」ですね。

三井市場課長 「(ア)投資顧問法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化【平成19年度検討】」ですが、これは何か考えなければいけないとは思っていますけれども、 具体的にどうするかというのは、しばらくお時間をちょうだいできればと思います。

神田主査 これは修文で結構です。

それから、「(イ)有価証券購入代金のクレジットカード決済【平成 19 年度検討】」で すね。これは終わりました。「したがって」を入れさせていただきます。

証券関係はこれで終わりですね。どうもありがとうございました。そうすると、あとは 総論ということですね。

三井市場課長 総論の部分は、管理室の担当のところを除いて、私の担当のところで言いますと、「ステップアップ」というところです。ここは多分ジャンプしろということだと思いますけれども、要するにまだ政省令をつくっている段階で、今書かれると、例えば不招請勧誘を今の仕切りから広げると書いているように読まれてしまうので、それはそれとして、先の話として議論するのは勿論ありますけれども、決められてしまうと困りますということです。

原委員 ここの文章なのですけれども、2ページの6行目から「このような観点から」で線がずっと引いてありますね。それで「引き続き検討を進める」となっています。それで、目的語が余り明確ではないという感じがありまして「金融商品取引法制を整備する法改正が成立したところであり、まずはこの円滑な施行や適切な運用を行い、その施行状況を踏まえ、引き続き検討を進める」となっていますけれども、例えば「引き続きあるべき法制について検討を進める」とか、何か目的語を入れてほしいと思います。

三井市場課長 そこは、ちょっと進退きわまっていまして、緩和サイドと、投資家・消費者サイドと両方の御意見がそれぞれあるでしょう。まさに、そこが合意できなかったところなのです。結局、昨年末、合意できなくて残っているところをどうするかということなので、当然、議論はしますけれども、どちらかに片寄せしてというのは今の段階ではなかなか難しいです。

神田主査 本当は「踏まえ」の後に、「引き続き検討を進める」の代わりに「ステップアップを図る」とでも書いていただきたいという気持ちがあったわけですね。

原委員 そうです。

神田主査 私が言うのもなんですけれども、こんなところで、しようがないのではないでしょうか。

原委員「引き続き検討を進める」と書いてありますからね。

神田主査 あとはエンフォースメントのところですね。

これは、別に趣旨は変わらない修文ですから、私は直していただいたものでいいと思っているのですけれども。

事務局 エンフォースメントのところは、特段、意見交換の対象にはしておりません。 もう一か所は、例の日本版 SEC のところです。

神田主査 ここは、見た目がありまして、原案では、日本版 SEC はキャッチフレーズ になっているものですから。ただ、あってもなくてもいいと思います。

三井市場課長 SECは、要するにエンフォースをもっとたくさんやるという意味で、 SECみたいにたくさんやるというなら多分異論はないのですけれども。

神田主査 「いわゆる」とかを付ければいいのですか。昔私が書いた文章なのですが、 今は余りこだわらなくなっています。

三井市場課長 最近は、FSAもいっぱい処分をして制裁金もかけていますので、SECを始め、FSAのようにもっと積極的に、要するに件数という意味も含めて、エンフォースを進めるということだとすると、私の領域なのですけれども。

神田主査 わかりました。これは結構です。私も書き過ぎでしたからね。

それでは、原田室長にせっかく来ていただいたので、この文章はもともと私が書いた文章ですから趣旨を申し上げます。要するに、組織論をする前に、やはり機能から議論しようという趣旨です。三井さんが十分御存じの話ですけれども、とにかく機能強化ということをやってみようと。それをうまくやっていったときに、障害が出てくれば組織論に行く

場合もあるという問題意識なのです。

ですから、そういうことで、この3年ぐらいずっと議論してきていることなのです。それがうまく書ければ、それをもう一遍書いてもいいのですけれども、

資料まで用意いただいておりますので、大変恐縮ですがご説明をお願いいたします。

原田管理室長 特段、ご質問があればということだったのですが、いずれにしましても、現行体制の下で何ができるかということでいろいろ努力をしてきているところでございまして、人数を増やしたりということもこれまでかなりしてきておりますし、また、平成 19 年度においても査定当局にお願いしているところでございます。 3 ページで、財務局も合わせた人数の推移をお示ししております。金融庁としてもそのような努力をしてきているところでございます。

4ページですが、これは「証券取引等監視委員会の機能強化」ということで、「課徴金調査」という新たな手法も入れるといったことをしてきておるわけでございます。

7ページですが、日米の比較をしましても、日本の市場行政機構は米国と比べてさほど 大きな遜色はないのかなとは思いますが、いろいろ歴史的な経緯等もあり、少し違うとこ ろもあろうかと思います。

8ページですが、諸外国を見ましても、SEC型が世界的ということでなく、例えばイギリスであればFSA型、ドイツを見ましても、保険、銀行、証券を一括した、一元的な監督者ということで、またいろいろと世界的にも体制が分かれているのかなと思っているところでございます。

最後に9ページですが、このような閣議決定がございますので、これに沿って我々としても証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備に努めてまいりたいと考えてございます。

神田主査 ありがとうございました。

昔は、ここで議論していたときに、人が足りないとおっしゃられれば、証券会社の検査を多少サボってでも、その人を市場監視に回したらどうかというような話を半ば冗談でやっていたのです。

ただ、いずれにしても、繰り返しになりますが、機能強化ということで進めていって、 その中で組織の問題が出てくれば、それは組織の話にもなるかもしれませんけれども、基 本は機能強化の発想なので、現時点ではこの文章にそんなにこだわることはないと思いま すけれども、どうですか。

原さんは、むしろ後ろの方に、つまり、日本版SECの言葉はともかく「金融商品取引法のさらなる見直し」の方にこだわりがありますか。よろしいですか。

三井市場課長 必要な検討を行うということで。

原委員 そう書いてありますからね。

この引き続き検討を進めるというのは、どのぐらいのレベル感を持ってくる話になるのですか。きちんとやることになるわけですか。

三井市場課長 そうです。現状を申し上げますと、去年やっていた法案のチームがほぼ 規模を維持した形で金融商品取引法令準備室に引き継いで、今、政省令のたたき台をつく っています。

政省令の分量は法律の  $2 \sim 3$  倍ぐらいありますので、ページ数で言いますと 3,000 ページとか、5,000 ページとか、4,000 ページとかそういうロットになっています。

神田主査 府令は 20 個もあるので、今回は数を減らしてくれるのでしょうか。

三井市場課長 府令は減らすように聞いています。どのぐらい減らせるかというのが一つありますけれども、開示府令と業府令は分けなければいけないのと、多分、業府令と取引所府令も分けるのでしょう。

神田主査 3つぐらいにはなるということですかね。

三井市場課長 どこまで減らせるかというのはいろいろありますが、少なくとも、証券 会社の関係など、いっぱいあるものをかなり合理化したいと思っています。

しかし、実際にやってみると結構膨大で、実は内閣府令を書き下ろすところまで十分にいっていないのが現状です。それを何とか来年の夏までに施行させるので、多分あっぷあっぷの状況が続くと思います。現状の人事の体制、つまり次の人事までの体制は、とにかく全力で内閣府令をつくるということが、これから9か月ぐらいのメインの仕事だと思います。内閣府令の他にも、運用指針だとかQ&Aとか、個別の適用事例などのクエスチョンだとか、それから、新業法への移行やファンドとかそこら辺のところもあります。それらをつつがなくやったところで、はじめて、その先をどうするかという議論について、やっと検討を始められるというのが現在の状況です。

そういう状況なので、その段階でどうするか、またいろんな証券市場に対する声というのが少しずつ、すごく厳しかったり、もう少し緩和しろというものになったりするかもしれませんけれども、どちらかと言えば厳しい風が吹いている状況かもしれませんので、そういうものを見ながら、どういう議論をしていこうか考えてみたいと思います。

証券市場の話は、今、大きな話としては、例えばアジアゲートウェイとか、国際的な証券市場の間のいろんな国際的な話とか、テーマはたくさんあるので、来年以降の審議会をどうするか結構悩んでいます。

それから、金融商品取引法のカバレッジが増えてしまいました関係で、従来型の一部会の証券市場というところからもう少しカバレッジの増えたテリトリーを一部会で持つことになると思いますので、そこら辺のところもまた今後考えていかなければいけないところだと思っております。

原委員 こちらとしても、最終答申を 12 月にまとめた後は、次の規制改革・民間開放推進会議のメンバーへの引継ぎの課題みたいなものもありますので、そういったところにこちらからも引き継いでいければいいかなという感じはしております。

三井市場課長 しようもない質問をして申し訳ありませんけれども、この答申で見直し をすると書きますと、消費者サイドよりは業者側の気持ちがあるというふうに読み手は読 むのですか。

原委員 そうですね。

神田主査 少なくとも、書いている人はそんなつもりは全くないのですが。

三井市場課長 じつは、ここはしゃかりきになって「さらなる見直し」というところを 消して、「必要な検討」というように、ニュートラルにしておかないといけないと思った のです。

神田主査 業者サイドというように読まれたら、どうかと思います。

この会議は私も結構長くやっているのですけれども、競争政策の究極の理念というのは 消費者保護ですから、必ずしもそこはそうでもないのですけれども。ただ、おっしゃるよ うなことはあるかもしれません。

それでは、よろしいですか。

原委員 はい。

神田主査 それでは、総論は基本的にいただいた修文どおりということにさせていただきたいと思います。それと、先ほどの点は改めて御連絡させていただきますので、また引き続き御協力いただくことになると思います。

それでは、どうもありがとうございました。

原委員 どうもありがとうございました。